

郡山市教育委員会

業務量管理・健康確保措置実施計画

教職員働き方改革 加速化推進プラン

(令和 8 年度～令和 11 年度)

「質の高い教育で
子どもたちの未来を支える
学都こおりやま」の実現を目指し
郡山市立学校教職員の
「働き方改革」を推進します

令和 8 年 6 月 12 日 策定

目 次

	ページ
○ はじめに	1
1 策定の背景	1
2 本市の現状、本プランの趣旨	2
3 本プランの対象及び目標	7
4 本プランの期間	9
5 本プランによる実施内容	9
6 郡山市立学校で推進してほしい取組	11
7 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組	12
8 関連する取組やフォローアップ	13

○ はじめに

郡山市では、令和7年1月に、第4期郡山市教育振興基本計画(以下、「基本計画」という)を策定しました。基本計画は、本市における教育分野に関する最上位計画であり、総合的かつ体系的に構築する中長期的な計画です。

基本計画では、基本目標1「個性を伸ばし生きる力を育む教育の推進」において、教職員の働き方改革について、次のように述べています。

～(中略)～児童生徒一人一人に向き合う時間の確保と教職員の資質向上、ウェルビーイングの向上に向けて、働き方改革の更なる加速化を推進します。

郡山市教育委員会では、働き方改革のその先に、児童生徒の皆さんと教職員が笑顔で向き合いながら、思う存分学び合い、充実した教育活動が展開されている姿を見据え、「教職員働き方改革加速化推進プラン」(以下、「本プラン」という)を策定します。

1 策定の背景

(1) 国の動向

令和7年6月に一部改正された「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」(以下、「改正給特法」という)により、服務監督教育委員会は、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」(以下、「国の指針」という)に即して、業務量管理・健康確保措置実施計画を策定することとされました。

(2) 県の動向

国の指針を受け、福島県教育委員会では、令和6年2月21日に策定した「教職員働き方改革アクションプラン」を業務量管理・健康確保措置実施計画と位置づけ、令和8年2月27日に改訂しました。

改訂した「教職員働き方改革アクションプラン」は、従来からの主な課題に係る取り組みを継続、強化していく方向でとりまとめられ、以下の4つの目標達成により、学校全体の Well-being をかなえる教職員の姿を実現することを目標としています。

- ◎ 仕事と私生活を両立できていると感じる教職員の割合 80%以上を目指します。
- ◎ 質の高い授業をするために、授業の準備や自己研さんのための時間を確保できると感じる教職員の割合 80%以上を目指します。
- ◎ 全教職員の時間外勤務時間を、月 45 時間以内かつ年 360 時間以内にします。(福島県立学校に勤務する教育職員が業務を行う時間の上限に関する規則)
- ◎ 児童生徒などに係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加があった場合でも、時間外勤務時間が月 80 時間を超える教職員をゼロにします。

2 本市の現状、本プランの趣旨

(1) 本市の現状

本市教育委員会では、平成31年4月(最終改訂：令和7年4月1日)に、「郡山市立学校の教師の勤務時間の上限に関する基本的な考え方」(以下、「上限の考え方」という)を策定しました。勤務時間の上限として設定した目安時間は以下のとおりです。

- ① 1か月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、45時間を超えないようにすること。
- ② 1年間の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、360時間を超えないようにすること。

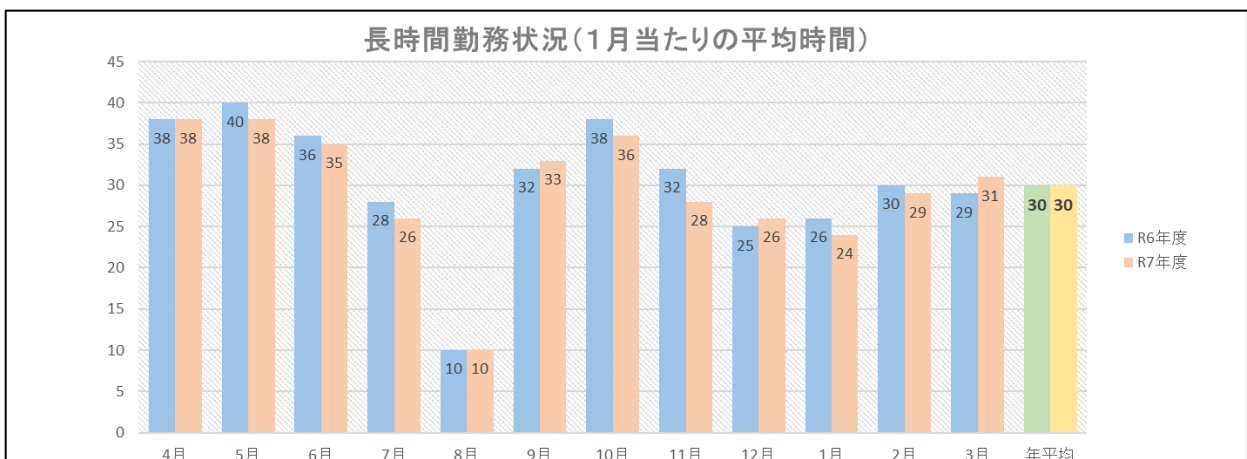
また、特例的な扱いとして、次の2点についても定めました。

- ③ 上記①、②を原則としつつ、児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合についても、1年間の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、720時間を超えないようにすること。この場合においては、1か月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が45時間を超える月は、1年間に6月までとすること。
- ④ また、1か月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が100時間未満であるとともに、連続する複数月(2か月、3か月、4か月、5か月、6か月)のそれぞれの期間について、各月の在校等時間の総時間から条例等で定められた各月の勤務時間の総時間を減じた時間の1か月当たりの平均が、80時間を超えないようにすること。

この基本的な考え方は、「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として策定したもので、郡山市立学校では、他の長時間勤務の削減方策と併せ、「誰一人取り残されない」教育の推進に向け、児童生徒と向き合い、一人一人に寄り添う時間を確保するための教職員の働き方改革の推進に取り組んできました。

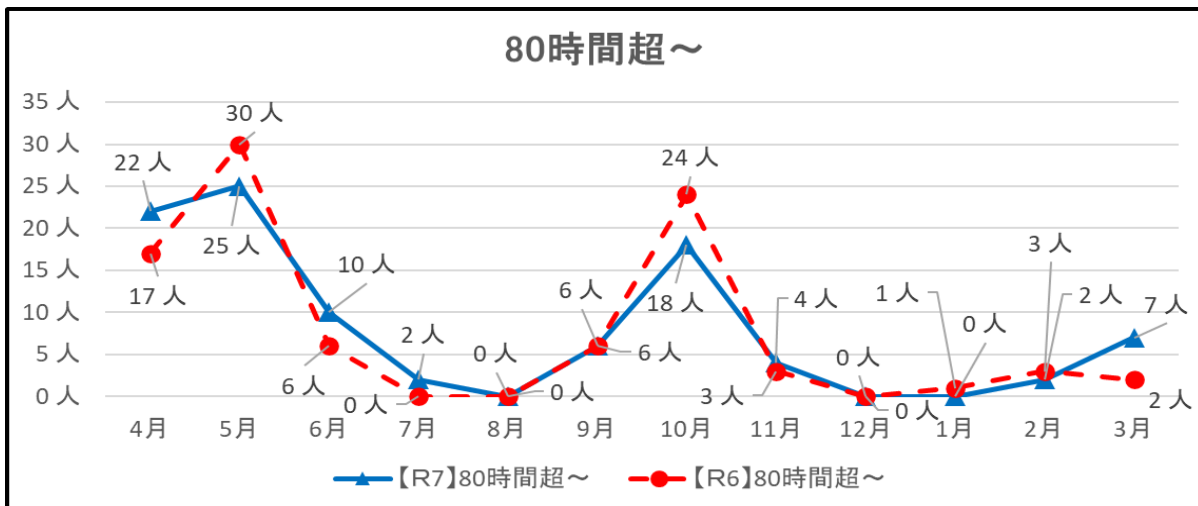
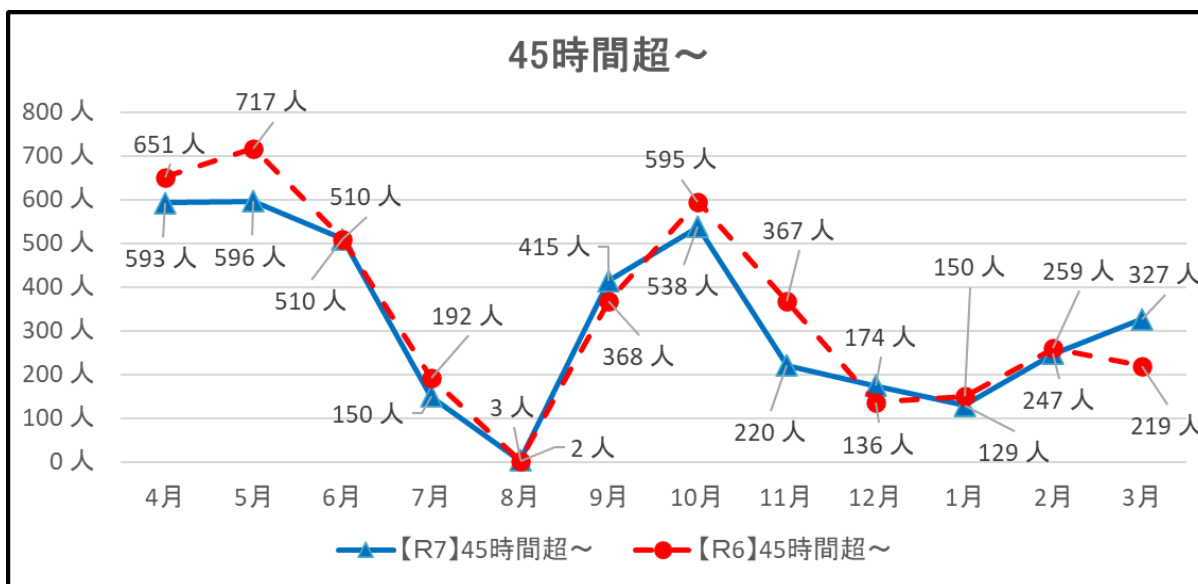
こうした取組による成果は、多様なデータに表れてきています。

① 令和6・7年度 郡山市立学校教職員の時間外在校等時間の状況(1月当たりの平均時間)



令和6・7年度の年間の時間外在校等時間の平均は30時間で、令和5年度と比べ、2時間減少しました。導入後4年目となった統合型校務支援システム等による校務のデジタル化が推進されたことや、令和5年度から作成・配付した「働き方改革取組事例集」による働き方改革の推進に向けて効果的な方策の共有化が図られたことなどが考えられます。それにより、働き方改革に対する教職員の意識の高まり、校内衛生委員会の活性化、統合型校務支援システムを活用した勤務時間のセルフチェック、ノー残業デー等の取組が定着してきた成果であると考えています。

② 令和6・7年度 郡山市立学校教職員における時間外在校等時間が45時間超及び80時間超の人数の推移



令和7年度に45時間超の時間外在校等時間となった教職員の延べ人数は3,902人で、令和6年度と比べ264人減少しました。しかし、80時間超の時間外在校等時間となった教職員の延べ人数は96人で、令和6年度と比べ4人増加しました。全体としての勤務時間の削減・縮減は着実に図られているものの、ワークシェアリングの工夫や、業務負担の平均化が図られないための二極化が進んでいるのではないかと考えられます。

③ 令和7年度全国学力・学習状況調査結果から

ア 質問調査【児童生徒質問】から

質問No.	質問事項 (小は義務教育学校前期、中は義務教育学校後期を含む)	本市小	全国小	本市中	全国中
(6)	先生は、あなたのよいところを認めてくれていると思いますか。	92.9	92.2	93.1	92.2
(38)	先生は、授業やテストで間違えたところや、理解していないところについて、わかるまで教えてくれていると思いますか。	89.9	87.4	86.7	83.8

イ 質問調査【学校質問】から

質問No.	質問事項 (小は義務教育学校前期、中は義務教育学校後期を含む)	本市小	全国小	本市中	全国中
(7)	調査対象学年の児童生徒は、熱意をもって勉強していると思いますか。	92.9	92.2	96.3	86.5
(19)	個々の教員が自らの専門性を高めるため、校外の各教科等の教育に関する研究会等に定期的・継続的に参加していますか。(オンラインでの参加を含む)	94.1	89.6	96.3	87.5

ほんの一部の回答内容であり、全国比での考察ではありますが、児童生徒を対象とした質問調査における質問No.(6)や(38)の結果からは、本市の先生方は児童生徒一人一人の状況をしっかりと把握し、寄り添いながら、きめ細やかな子に応じた指導を行っていること、そして、学校(教職員)を対象とした質問調査における質問No.(7)や(19)の結果からは、教職員から見た児童生徒は、一生懸命学びに向かっていると感じており、また、自らの実践的指導力向上のための研修時間の確保が図られていると考えられます。

④ 令和7年度教職員ストレスチェック結果分析から

ア 実施状況【令和7年度は6月16日(月)～7月7日(月)オンラインにて実施】

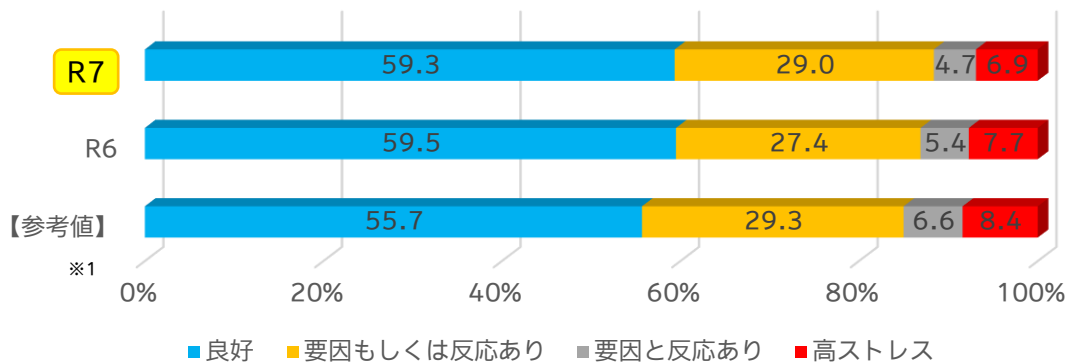
	対象者数	未受検者数	受検率	有効回答数	無効回答数	有効回答率
令和7年度	1,885	74	96.1%	1,811	0	100%
令和6年度	1,837	72	96.1%	1,765	0	100%

令和6年度、令和7年度ともに、受検率は96.1%となっており、増減はありませんでした。受験対象者は1,885人で前年度と比較して対象者数が48人増加しながら、未受検者は2人増加にとどまっています。

高い受検率を維持しており、望ましい傾向であると考えます。

イ ストレスチェックの個人結果から

【個人結果におけるストレス状況の割合】



※1 参考値については、委託業者である「あさかストレスセンター」の前年度までの実績から、類似業種の数値をもとに設定されています。

個人結果の各割合については、高ストレス群が6.9%で前年比(7.7%)より0.8ポイント減少、良好群は59.3%で、前年比(59.5%)より0.2%減少しています。

昨年度比で大きな変化はありませんでしたが、高ストレス群の数値が年々減少していることから、よい経過をたどっていると考えられます。

(2) 「業務量管理・健康確保措置実施計画」策定に向けたアンケート調査の結果について

本プランの策定に当たり、本市立学校教職員全員を対象としたアンケート調査を実施しました。

① 実施期間：令和8年1月15日(木)～令和8年2月12日(木) 29日間

② 調査内容

ア 回答者の校種と職種（選択して回答）

イ 国の指針における「学校と教師の業務の3分類(以下、「3分類」という)」（19項目）について、自身の考えに最も近い回答を選択（「推進したい」「どちらともいえない」「現状のままでよい」から選択して回答）

ウ 本市立学校における教職員の働き方改革の更なる加速化に向け、感じていること、考えていること等（自由記述）

③ 調査結果の概要

回答者数：1943名のうち1191名が回答（教職員数はR7.5.1付け学校基本調査より）

回答率：61.3%

「推進したい」と回答した割合が多かった上位5項目

順位	質問項目	推進したい	どちらともいえない	現状のままでよい
1	⑤保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事例への対応 (指針概要)直接苦情等に対応する相談窓口の設置や、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境の整備等の体制を構築	92.0% (1096人)	3.5% (42人)	4.5% (53人)
2	⑯支援が必要な児童生徒・家庭への対応 (指針概要)専門スタッフとの協働等を促進	91.2% (1086人)	4.0% (48人)	4.8% (57人)
3	⑨学校プールや体育館等の施設・設備の管理 (指針概要)教師は授業などに付随して行う日常点検を担い、外部委託なども積極的に検討	88.8% (1058人)	3.9% (46人)	7.3% (87人)
4	⑬部活動 (指針概要)部活動の地域展開・地域連携を推進	79.6% (948人)	12.3% (146人)	8.1% (97人)
5	⑧ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 (指針概要)教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討	77.5% (923人)	11.5% (137人)	11.0% (131人)

「現状のままでよい」と回答した割合が多かった上位5項目

順位	質問項目	現状のままでよい	どちらともいえない	推進したい
1	⑫校内清掃 (指針概要)児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進	42.3% (504人)	15.7% (187人)	42.0% (500人)
2	⑭給食の時間における対応 (指針概要)食に関する指導については、栄養教諭等が対応	36.3% (432人)	18.5% (220人)	45.3% (539人)
3	⑪児童生徒の休み時間における安全への配慮 (指針概要)地域住民等の支援や、輪番等を促進	35.8% (426人)	23.5% (280人)	40.7% (485人)
4	⑰学校行事の準備・運営 (指針概要)関係機関との日程調整や物品の準備等について。事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討	25.9% (309人)	17.7% (211人)	56.3% (671人)
5	⑯学習評価や成績処理 (指針概要)採点作業のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進	23.4% (279人)	16.8% (200人)	59.8% (712人)

※ 表中の割合については、全回答者に対する百分率で示しています。また、割合の下にある()内の人数は、回答者数を示しています。

本調査結果を参考に、優先的に対応すべき事項を検討し、継続的・計画的に、業務の改善や見直しを図っていきます。

(3) 本プランの趣旨

基本計画を貫く基本コンセプトである「一人一人のウェルビーイングと『学び』を高める郡山の教育」の実現を目標に、児童一人一人に向き合う時間の確保と教職員の資質向上、ウェルビーイングの向上に向けた働き方改革の更なる加速化を推進するための実施計画として策定します。

また、本プランは、改正給特法第8条に基づく「業務量管理・健康確保措置実施計画」として位置づけます。

3 本プランの対象及び目標

(1) 対象者

本プランにおける対象者は、改正給特法第2条に規定する義務教育諸学校等の教育職員を対象とします。

給特法の対象となる教育職員（給特法第2条第2項）

校長、副校長、教頭、主幹教諭、（指導教諭、主務教諭、）教諭、養護教諭、栄養教諭、（助教諭）、養護助教諭、講師

なお、給特法の対象となっていない事務職員、学校栄養職員等については、法定労働時間を超えて勤務させる場合には、いわゆる「36協定」を締結する中で働き方改革推進法に定める時間外労働の規制が適用されるものとします。

(2) 目標

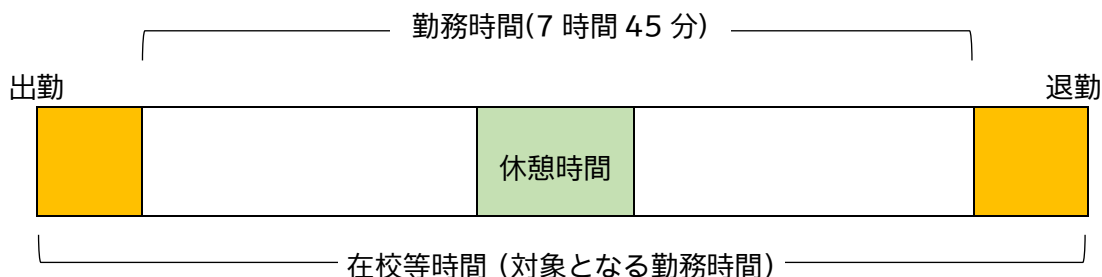
本プランでの目標を次のように定めます。

① 勤務時間※₂に関する目標

- 1か月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、45時間を超えないようにします。
- 1年間の在校等時間の総時間から、条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が360時間を超えないようにします。

※2：勤務時間については、校内に在校している在校時間（土日休日を含む）を対象とすることを基本とします。なお、所定の勤務時間外に校内において自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研さんの時間その他業務外の時間については、自己申告に基づき除くものとします。また、校外での勤務についても、職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間については、時間外勤務命令に基づくもの以外も含めて外形的に把握し、対象として合算することとします。（ただし、これらの時間からは、休憩時間を除きます。）

【勤務時間・在校等時間・時間外在校等時間の考え方】（上限の考え方を踏襲）



の部分の在校等時間の合計が、当日の「時間外在校等時間」となります。

例：授業の他、授業の準備や部活動等の指導、学習評価や成績処理、給食や清掃の指導、行事等の準備、生徒指導・進路指導等にかかわる時間など

- ◇ 休憩時間は除きます。
- ◇ 自己研さんの時間その他業務外の時間については、自己申告に基づき除きます。

また、特例的な扱いとして、下記の内容を付加します。（上限の考え方を踏襲）

- ◇ 上記の目標を原則としますが、児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合についても、1年間の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、720時間を超えないようにします。また、この場合においては、1か月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が45時間を超える月は、1年間に6か月までとなるようにします。
- ◇ また、1か月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が100時間未満であるとともに、連続する複数月（2か月～6か月）のそれぞれの期間について、各月の在校等時間の総時間から条例等で定められた各月の勤務時間の総時間を減じた時間の1か月当たりの平均が、80時間を超えないようにします。

② ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- 教職員ストレスチェックの受検率を令和10(2028)年度には97%^{※3}以上にします。
- 教職員ストレスチェックの集団分析における高ストレス者の割合を8%^{※4}未満にします。
- 教職員ストレスチェックの集団分析における総合健康リスク^{※5}を100以下にします。

※3：基本計画の基本目標「1-(5)教職員の資質向上と学校の働き方改革の更なる加速化」に係る成果指標に準じます。

※4：令和7年度教職員ストレスチェックにおける高ストレス者の割合の設定参考値(あさかストレスセンターが類似業種を対象として設定している数値)は、8.4%です。

※5:基準値は 100 となっています。数値の増加に伴い、健康を害するリスクが高まります。
数値が 120 を超えると、集団内で何らかの問題が起きている可能性が高いことが示唆
されます。

4 本プランの期間

本プランは、本市の教育分野に関する最上位計画である基本計画に基づき策定します。

基本計画は、令和 7 年度～令和 11 年度までを計画期間として策定しています。基本計画との
整合性を図るため、本プランの期間も策定から令和 11 年度までとしますが、毎年度、本プランに
示している取組内容の成果と課題を確認しながら、必要に応じて更新するものとします。

5 本プランによる実施内容

本プランにより、期間中の重点事項として、以下の内容に取り組みます。なお、重点事項につい
ては、毎年度末に実施状況を把握するとともに、把握した状況を踏まえて、業務量管理・健康確保
措置に係る取組の重点事項について、改善を図っていきます。

(1) 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（3分類の分類番号①に該当）

○ 地域の皆さんのボランティアによる「子ども見守り隊」が登下校時の児童生徒の見守りを
行う活動の充実に、継続して取り組みます。

見守り活動の際、ボランティアの方々が負傷等した場合は、郡山市が加入している「郡山
市まちづくり活動保険（事前申込不要、市民の方の費用負担なし）」の対象となります。

◇担当部署：学校教育推進課、市民・NPO 活動推進課

(2) 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整（3分類の分類番号④に該当）

○ 各中学校区を基本的な単位として、地域をよく知る地域コーディネーターを設置します。

地域コーディネーターは、学校で必要としている支援について要望を集約したうえで、豊
かな経験、専門的な知識や技能を持った地域の方々(市内在住の方)の協力により、「ティーチ
ャー型」や「ボランティア型」など、多様な活動を実施します。放課後等に公民館等の公共施
設で児童生徒を対象に「地域未来塾」を開催していただきます。 ◇担当部署：生涯学習課

(3) 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事例への対応（3分類の 分類番号⑤に該当）

○ 学校や家庭生活に関して、直接、保護者等からの相談や要望、苦情等に対応する相談窓口
を一覧としてまとめ、周知していきます。

相談窓口には、本市教育委員会内の各担当部署の他、首長部局(こども家庭課)や県中児童相
談所、県弁護士会の設置する相談窓口、福島県警察本部、郡山・郡山北警察署、その他にも多
数の外部の関係団体等、相談の内容によって、専門的な支援や助言等が得られるよう、工夫
していきます。 ◇担当部署：学校教育推進課

- 法的な観点から学校をサポートする弁護士を配置し、学校に助言・指導を行う「学校法律相談事業」を継続して推進します。令和6年度は15件、令和7年度は17件の相談がありました。学校のチーム支援体制の充実と教師の多忙化解消・負担軽減を図っていきます。

また、年々、保護者や地域からの過剰な苦情や不当な要求など、学校だけでは解決が難しい事案が増加していることが学校運営上の課題となっており、様々な専門家と連携した行政による支援が必要であると認識しています。そのような保護者に対応するための「学校問題相談員」の配置について、継続して検討していきます。

◇担当部署：総合教育支援センター

- 通話録音及び時間外ガイダンス機能付き電話機の導入については、働き方改革の推進やトラブルの未然防止を目的に、学校現場の意見や緊急時の連絡対応等実際の運用方法を考慮しながら検討していきます。

◇担当部署：総務課（教育総務部）

(4) ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（3分類の分類番号⑧に該当）

- 民間事業所へ委託し、GIGAスクール運営支援センター及びICT支援員を設置します。タブレット等の端末や各種アプリのインストールや操作方法、機器類の故障や不具合等への対応を行うとともに、日常的にICTヘルプデスクで相談業務を行います。

◇担当部署：教育研修センター

(5) 学校プールや体育館等の施設・設備の管理（3分類の分類番号⑨に該当）

- 特に水泳の授業とプールの維持・管理に関して、教職員の負担軽減や指導力の向上、維持管理費用の削減について、民間のスイミングスクールと連携した水泳指導における学校と地域の連携をモデル事業により、継続して検証していきます。

◇担当部署：総務課（教育総務部）、学校管理課

(6) 部活動（3分類の分類番号⑩に該当）

- 継続して「部活動指導員配置促進事業」を推進します。令和7年度は中学校及び義務教育学校後期課程15校に対して25名の配置を行いました。令和8年度も中学校及び義務教育学校後期課程15校に対して25名を配置し、部活動顧問の負担軽減、専門性の高い指導による生徒の技能向上等に向け、継続して推進していきます。

◇担当部署：学校管理課

- 「学校部活動地域連携・地域展開に関する推進計画」に基づき、休日の学校部活動から段階的に地域連携・地域展開を進めます。その一環として、市内中学生を対象とした休日のモデル事業の試行・検証を積み重ね、地域連携・地域展開へのノウハウを蓄積し、新たに国が示す「改革実行期間」（前期：令和8～10年度、後期：令和11～13年度）における地域展開等を見据えて検討を重ねていきます。

◇担当部署：学校管理課、学校教育推進課、スポーツ振興課、文化振興課

(7) 学習評価や成績処理（3分類の分類番号⑩に該当）

- 通知表や入試に係る調査書等の作成にも活用できる、統合型校務支援システムを令和3年度に導入しました。今後も、事故なく、機能を十分に活用できるよう、「統合型校務支援システムの運用に関する指針（運用ルール）」を随時改訂し、安全で、正しい活用に努めます。

◇担当部署：教育研修センター

- 令和6年度から、テストの採点をパソコン上で効率的に行い、採点時間の削減につなげるため、中学校への高速プリンタ及びデジタル採点ソフトの導入を計画的に進めています。継続して大・中規模校への整備を進め、問題の傾向や分析データの蓄積・考察などに十分活用し、問題ごとの課題把握や個に応じた指導につなげます。

◇担当部署：教育研修センター

(8) 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（3分類の分類番号⑨に該当）

- 虐待やDV、子育て相談、母子福祉関連事業など、多様な相談に対応するため、「郡山市LINEこども・子育て相談」の窓口を継続して設置します。

◇担当部署：総合教育支援センター・こども家庭課

- 学校現場で発生する諸問題について、法的観点からの適切なアドバイスを行うため、「学校法律相談事業」を継続して推進していきます。

◇担当部署：総合教育支援センター・こども家庭課

- 教育支援センター事業を推進します。教育支援センターとして「ふれあい学級」・「すこやか学級」を設置し、不登校やひきこもり等の学校や集団生活になじめない児童生徒個々の状況に寄り添い、子に応じた相談や学習、多様な体験活動を通して、学校復帰や社会的自立に向けた支援にあたります。

◇担当部署：総合教育支援センター

- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育アドバイザー、方部巡回相談員などを配置し、さまざまな悩みや問題を抱える児童生徒や保護者に対して、保健・福祉・教育の連携を図りながら、継続して総合的な支援を行っていきます。

◇担当部署：総合教育支援センター

6 郡山市立学校で推進してほしい取組

- (1) 各学校においては、全教職員で本プランについて十分に理解を深めるとともに、校内衛生委員会等を活用し、共通理解のもと、この本プランに沿った勤務ができるよう努めてください。

その際、平成30年3月に本市教育委員会が策定した「郡山市立学校部活動等のあり方に関する指針」についても理解の上、指針に沿った部活動等を実施することに留意願います。

なお、部活動等の実施については、平日2時間、週休日3時間を勤務時間外に1か月実施した場合に、月の実施日数によっては45時間を超える場合があることにも留意願います。

- (2) 各学校においては、保護者も含めて、地域全体で本プランの内容について理解できるよう、保護者や地域住民等に対して広く周知を図るよう努めてください。

- (3) 各学校においては、在校時間は、引き続き、統合型校務支援システムにより客観的かつ確実に計測し、校外の時間についても、本人の報告等を踏まえ、客観的な方法により計測できるよう配慮願います。その際、改正給特法第2条に規定する義務教育諸学校等の教育職員の他、事務職員や学校栄養職員等についても、在校時間を正確に把握するよう配慮願います。
- (4) 退勤時間から翌日の始業時間までの休息时间(勤務間インターバル)について、11時間を目安に確保できるよう、配慮願います。特に、教頭職については、校舎の開錠・施錠業務の固定化を防ぐとともに、業務の分担計画等を衛生委員会等で協議の上、校内での相互の協力計画等を検討願います。
- (5) 各学校においては、長期休業等を活用し、年次有給休暇等の休日についてまとまった日数を連続して取得すること等を含めてその取得を促進してください。
- (6) 各学校においては、教職員間で業務を見直し、削減する業務を洗い出す機会を継続して設定し、一部の教職員に業務が偏ることのないように校内の分担を見直すとともに、児童生徒の学びや健全な発達の観点から、必ずしも適切とはいえない業務、または、本来は家庭や地域社会が担うべき業務の削減に努めてください。
- (7) 各学校においては、上限の目安時間の遵守を形式的に行うことが目的化し、必要な教育活動をおろそかにしたり、実際より短い虚偽の時間を記録に残す、又は残させたりすることがあってはならないと考えています。また、上限の目安時間を守るためだけに自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加してしまうことは、この基本的な考え方のそもそもの趣旨に反するものですので、厳に避けてください。
- (8) 各学校においては、自校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数について、年度当初の計画段階で、真に必要な時数となるように設定してください。特に、標準授業時数を大幅に上回って(小学校4年生以上は年間で1086単位時間以上)編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直してください。

7 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

本市教育委員会では、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容について取り組んでいきます。

- (1) 教職員の時間外在校等時間を毎月調査していきます。その結果を分析し、時間外在校等時間が長時間となっている教職員の状況を学校長から聞き取るとともに、必要に応じた支援等を実施します。また、1か月時間外在校等時間が80時間を超えた教職員(教育職員及び事務職員や学校栄養職員等の職員)について、医師による面接指導を実施します。
- (2) 教職員を対象としたストレスチェックを引き続き実施し、集団分析等の結果を踏まえ、健康リスクを軽減する職場づくりを推進していきます。

- (3) 学校で発生した教職員の事故等の発生状況やその原因等を分析し、その結果を校長会議等で提供することにより、各学校の教職員や学校施設等の実態に応じたけがや熱中症等の事故防止を推進します。
- (4) 教職員を対象とした情報機器作業従事者特殊健康診断を引き続き実施します。問診票による検査結果をもとに、健康リスクの高い職員については精密検査を実施するとともに、治療勧告を行います。
- (5) EAP(Employee Assistance Program : 従業員支援プログラム)相談室として、心身の健康に対する不安や悩み等について相談できる窓口を設置し、活用の推進を図ります。困りごとや心配事を専門のカウンセラーに、①職場には内緒で、②職員の家族も、③無料で相談できる専門サービスです。相談方法は、①電話相談、②メール相談、③面接相談、④Web 相談の4種類とします。
- (6) 各学校の実情に応じて、年間を通じ、児童生徒の一斉下校日を増やす取組を推進します。また、週1回の教職員の一斉退勤日(ノー残業 day)を設定するなど、教職員の長時間勤務の改善につながる取組を推進します。
- (7) 長期休業期間(特に、お盆期間中)における市立学校一斉閉庁日を設定するとともに、同期間における緊急時対応窓口を、本市教育委員会に設置します。
- (8) 退勤時間から翌日の出勤時間までの休息时间(勤務間インターバル)を、11 時間以上を目安として確保できるよう、そのための取組について検討していきます。
- (9) 早出遅出勤務制度について、調査研究を進め、積極的な導入に向けて検討していきます。
- (10) 各学校で安全衛生管理者や衛生管理者、衛生推進者を担っている職員や、関係団体職員等の代表の皆さんに参集いただき、年3回の「郡山市立学校教職員安全衛生推進会議」を開催します。同安全衛生推進会議では職場の安全衛生環境についての意見交換及び改善点の提言等をいただきながら、安全で、健康的な職場づくりに向けた取組について協議していきます。

8 関連する取組やフォローアップ

- (1) 「郡山市立学校教職員安全衛生推進会議」で、委員の皆様からいただいたたくさんの貴重なご意見や協議された内容を「学校教職員安全衛生推進だより」としてまとめ、全市立学校に発出します。各学校の校内衛生委員会で活用いただき、教職員の働きやすい職場づくりを推進します。
- (2) 本プランによる取組の概要や本市立学校教職員の時間外在校等時間の状況について、毎年度「働き方改革リーフレット」(保護者・地域の皆様向け)やホームページの掲載等で公表するとともに、本市教育委員会の定例会や本市総合教育会議に報告することとします。

- (3) 教職員の勤務時間のさらなる削減と多忙感の解消等につなげるため、各学校において、実践し、効果のあった働き方改革に向けた取組事例を「働き方改革取組事例集」として集約・配布し、各学校の校内衛生委員会等の資料として活用することで、教職員の働き方改革のさらなる加速化を推進します。
- (4) 毎月、小学校・中学校・義務教育学校別及び全体の長時間勤務状況（45・80時間超人数）について前年度の状況と比較したデータを”見える化”し、「教職員タイムマネジメント通信」として各学校へ発信します。特に、時間外在校等時間が長時間(目安として80時間超)となっている教職員がいる学校に対しては、速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する聞き取りや個別の支援・指導を実施します。
- (5) 各学校における働き方改革に向けた取組が加速化するよう、校長会議や教頭会議、管理職との定期面談等、様々な機会をとらえて指導・助言していきます。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における議題として取り上げるなど、保護者や地域とともに教職員の働き方改革に向けた取組の推進に努めます。